

国民年金保険料の26年度免除
・猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の年金を受けられない場合があります。経済的な理由などで保険料を納めることが難しい方には、保険料の免除・猶予制度があります。7月1日(火)から平成26年度の申請を受け付けます。

■免除・猶予制度の種類

- ① 保険料免除制度
保険料納付が全額・一部免除(4分の3・半額・4分の1)される制度で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。
- ② 若年者納付猶予制度
30歳未満の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人、配偶者の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

※失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等添付すれば、失業された方の前年所得を除外して審査を行う失業特例があります。(有効期間あり)

- 市新居浜年金事務所
市生活課 年金係
TEL 0897-152-1383
- 市新居浜年金事務所
市生活課 年金係
TEL 0897-135-1362
- 市新居浜年金事務所
市生活課 年金係
TEL 0897-152-1383
- 市新居浜年金事務所
市生活課 年金係
TEL 0897-135-1362

- 市西条地区大会を7月30日(火)に中央公民館多目的ホールで開催。10時から中学生の主張(作文発表)、作文入賞者表彰式、13時30分から公開ケース研究会。
- 各総合支所市民福祉課
市民保険係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

2年1カ月前までさかのぼつて申請ができます。

※過去の未納分は、申請月の2年1カ月前までさかのぼつて申請ができます。

※年金受給前なら10年前までさかのぼり保険料を追納することができます。追納すると将来の年金額を増やすことができます。(3年目以降に追納する場合は当時の保険料に加算額あり)

- 立ち直りを支える取組についての協力の拡大
- 就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進
- 保護司会、更生保護女性会などによる街頭啓発活動
- 市内中学生を対象とした作文コンテスト

26年度の申請を受け付けます。

※年金受給前なら10年前までさかのぼり保険料を追納することができます。追納すると将来の年金額を増やすことができます。(3年目以降に追納する場合は当時の保険料に加算額あり)

※年金受給前なら10年前までさかのぼり保険料を追納することができます。追納すると将来の年金額を増やすことができます。(3年目以降に追納する場合は当時の保険料に加算額あり)

7月から翌年6月まで
※前年度に全額免除(理由が失業等除く)や若年者納付猶予を受けられていた方で、申請時に翌年度以降も申請を行なうことを希望された場合は、継続して申請があつたものとして審査します。

7月から翌年6月まで
※前年度に全額免除(理由が失業等除く)や若年者納付猶予を受けられていた方で、申請時に翌年度以降も申請を行なうことを希望された場合は、継続して申請があつたものとして審査します。

■承認期間

7月から翌年6月まで

7月から翌年6月まで

強調月間 7月1日～31日
第64回社会を明るくする運動

■問合せ 市庁舎新館1階
広報広聴課内
「社会を明るくする運動」
西条地区推進委員会事務局
TEL 0897-152-1493

新しくできたルールができます

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができる「経営者保証に関するガイドライン」が策定されました。

- ① 法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合等において個人保証が必要となること
- ② 多額の個人保証を行つても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等を残すことができるこ

と
※詳細については、お問い合わせください。

と

ようこそ市長室・移動市長室へ

市長が、市民の皆さんとの声を直接お聞きします。皆さんのご参加をお待ちしています。

- 対象等 市内各地域で活動するグループ、団体など(1グループ当たり30分から1時間程度)
- 日時・場所 ○ 7月15日(火) 9時～ 丹原総合支所 ○ 7月15日(火) 13時30分～ 東予総合支所
○ 7月16日(水) 9時～ 本庁 ○ 7月16日(水) 13時30分～ 小松総合支所
- 参加方法 各開催日の1週間前までに、本庁広報広聴課または、参加を希望される各総合支所総務課へ申し込みが必要です。各場所3団体程度を予定。申し込み多数の場合は先着順。
- 申込先 ○市庁舎新館1階広報広聴課 広聴係 TEL 0897-52-1493
○各総合支所 総務課 総務調整係 ※電話番号は、14ページ上段